

中国における商標の識別性判断

～使用による識別力の立証～

中国知的財産権訴訟判例解説（第5回）

ベストバイサービス公司
再審請求人（一審原告、二審上诉人）

v.

中華人民共和国国家工商行政管理総局商標評審委員会
再審被請求人（一審被告、二審被上诉人）

河野特許事務所 弁理士 河野 英仁

1. 概 要

識別力の低い標章は、商標の本質的機能である出所標示機能を果たすことができないことから、中国商標法第11条第1項の規定により登録を受けることができない。

中国商標法第11条第1項

以下に掲げる標章は、商標として登録することができない。

- (一) その商品に単に一般的に用いられる名称、図形、記号
- (二) 単なる商品の品質、主要原材料、効能、用途、重量、数量及びその他の特徴を直接表示したにすぎないもの
- (三) 顕著な特徴に欠けるもの

ただし、使用により顕著な識別力が生じた場合、例外として商標登録を受けることができる（中国商標法第11条第2項）。

中国商標法第11条第2項

前項に掲げる標章が、使用により顕著な特徴を有し、かつ容易に識別可能なものとなった場合には、商標として登録することができる。

良いネーミングでありながら、識別力が無いとして拒絶されるケースは実務上多い。このような商標こそ使用による識別力を立証し、権利化を図ることが望まれる。

使用に伴う識別力の立証には、数多くの証拠を提出することが必要となる。本事件では本来的に識別力の低い商標について、第1審の途中で商標の使用に関する証拠が大量に提出された。中